

## 検査機器の方式ごとの注意事項

### (1) 各検査コース共通の受検時の注意事項

- ① 受検車両の操作方法（特にトラクションコントロール装置、衝突被害軽減ブレーキ、コーナーセンサー、横滑り防止装置、坂道発進補助装置及び灯火器類）については、取扱説明書等により十分に理解しておくようにしてください。
- ② 自動車の構造・装置の変更を行っている場合には、あらかじめ担当検査官に申し出てください。
- ③ 初めて受検する方及び受検に不安な方はあらかじめ検査担当者に申し出てください。
- ④ 最低地上高の低い車両、幅の広いタイヤ（扁平率 50%以下）を装着した車両で受検する方は、検査担当者に申し出てください。
- ⑤ 平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された車両は、「旧基準速度計」申告ボタンを押してください。
- ⑥ 車の中心をテストの中心に合わせ、まっすぐに進入してください。
- ⑦ テスタへの乗り入れ、脱出、その他の動作は表示器又は検査担当者の指示に従ってください。
- ⑧ テスタ上ではハンドルを切らないでください。
- ⑨ ヘッドライト・テストの動きに注意して進行してください。
- ⑩ ディーゼル車は CO・HC テスタを使用しないでください。
- ⑪ 降車するときは、シフトレバーを確実に「P」レンジ又はニュートラルの位置にして駐車ブレーキをかけてください。
- ⑫ 検査コース内において車両を後退させる場合は、表示器又は検査担当者の指示に従ってください。
- ⑬ サンドル、スリッパ等運転装置の誤操作のおそれのある履物での受検はご遠慮ください。
- ⑭ 検査担当者の指示に従わずに受検車両を操作し、車両が損傷しても、当方は一切責任を負いません。
- ⑮ 必要な場合を除き、前後の受検車両との間に立たないでください。また、その間を通行しないでください。
- ⑯ 受検車両の走行距離計がマイル表示の場合には、その旨を検査担当者に申し出てください。
- ⑰ 運輸支局等より交付された自動車検査証の走行距離計表示値その他の記載内容又は記録内容が自動車と相違していないことを確認してください。相違している場合は、ただちに申し出てください。

### (2) マルチコースの受検時の注意事項

- ① 軸重 2,000kg 以上の車両、ホイールベースが 1.8m 未満又は 3.2m 超の車両、幅 2.1m 以上の車両、高さ 3.0m 以上の車両、二輪車、側車付二輪車及び三輪車は検査コースに乗り入れないでください。
- ② 再入場車、フラットロー車、4WS 車、オフロード車、走行用ライト検査車は該当する申告ボタンを押してください。
- ③ 入場信号灯の「青色」を確認したのち、ゆっくりとテストに乗り入れてください。

### (3) 大小兼用コース又は小型在来コースの受検時の注意事項

- ① 軸重 10,000kg 以上の車両は検査コースに乗り入れないでください。
- ② 前輪駆動車（FF 車）は、検査選択ボタンを押してください。
- ③ 再入場車、走行用ライト検査車は該当する申告ボタンを押してください。  
なお、ヘッドライト、排気ガス及び下回りの再入場の場合は、インターホン等で申告してください。

- ④ パートタイム 4WD 車は二輪駆動に切り替えて受検してください。
- ⑤ 入場信号灯の「青色」を確認したのち、ゆっくりとテストに乗り入れてください。
- ⑥ ヘッドライト検査の際は車両の停止位置案内線に沿って正しくテストに正対させてください。
- ⑦ フルタイム 4WD 車、二輪車、側車付二輪車及び三輪車は検査担当者に申し出てください。
- ⑧ トラクションコントロール装置を備えている車両は、当該装置の作動を解除して受検してください。
- ⑨ 前 2 軸車、後 2 軸車、4 軸車は、多軸車検査用選択ボタンを押してください。

#### (4) 大型マルチコースの受検時の注意事項

- ① 軸重 10,000kg 以上の車両は検査コースに乗り入れないでください。
- ② 二輪車、側車付二輪車及び三輪車は検査担当者に申し出てください。
- ③ 入口の車種選択兼再入場申告モニターで検査種別及び車種等を選択してください。
- ④ ヘッドライト検査時は、該当する H 用申告ボタンを押してください。
- ⑤ ヘッドライト、排気ガス及び下回りの再入場の場合は、インターホン等で申告してください。
- ⑥ 入場信号灯の「青色」を確認したのち、ゆっくりとテストに乗り入れてください。
- ⑦ ヘッドライト検査の際は車両の停止位置案内線に沿って正しくテストに正対させてください。

#### (5) 二輪検査コースの受検時の注意事項

- ① 側車付二輪車及び三輪車は検査担当者に申し出てください。
- ② 最低地上高の低い車両、幅の広いタイヤ又は扁平率の低いタイヤを装着した車両で受検する方は、検査担当者に申し出てください。
- ③ すれ違い用ライト検査車は、検査担当者に申し出てください。
- ④ 前輪でスピード検査を行う車両は、スピードメータ検出選択ボタンを押してください。
- ⑤ スピード検査はローラをモーターで回転しますので、シフトを「N」で実施し、自走しないでください。また、スピード検査判定後、ローラが自動停止するまでブレーキをかけないでください。
- ⑥ 再入場車、すれ違い用ライト検査車は該当する申告ボタンを押してください。
- ⑦ 表示器の「前輪をテストに乗せる」表示を確認したのち、ゆっくりとテストに乗り入れてください。
- ⑧ テスタに設置されているクランプ装置は、車両を固定するものではありません。受検中は転倒防止を図ってください。
- ⑨ ヘッドライト検査の際は、車両の停止位置で正しくテストに正対させてください。
- ⑩ ヘッドライト検査の際は、通常走行姿勢で受検してください。
- ⑪ 排気ガス検査車で 2 サイクル車は、選択ボタンを押してください。
- ⑫ 車両から離れる際は、スタンドを立てる等、転倒防止を図ってください。
- ⑬ 検査コースを通過する場合は、車両に立ち上がって乗車した状態で通行しないでください。